

中小企業による感染防止対策の取組への支援を強化します
 【「ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」のリニューアル】
 ～内装・設備工事及び備品購入に加え、消耗品の共同購入まで対象を拡充～

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、東京都では、中小企業の皆様による感染防止対策の取組を支援するため、各業界団体が作成したガイドライン等に沿った感染防止対策に必要な経費を助成する支援事業を実施しています。

来年1月より、感染防止対策への支援を一層強化するため、対象経費を拡充するなど支援事業をリニューアルしますので、ぜひ積極的にご活用ください。

事業概要

新しい支援事業では、(1)(2)の2コースを設定します。

※ 共通条件

- 助成対象者：都内中小企業者（会社及び個人事業主）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等
- 助成内容：ガイドライン等に基づく感染予防対策に必要な費用
- 助成率：2/3

(1) 単独申請 ⇒ 備品購入費、内装・設備工事費に対する助成金

- 利用条件：中小企業者等による単独での申請
- 対象経費：備品購入費、内装・設備工事費
- 助成限度額：備品購入費は50万円
内装・設備工事を含む場合は100万円
さらに換気設備の設置を含む場合は200万円

(注) 上記の助成限度額は、1店舗（事業所）ごとに適用されます。

(2) グループ申請 ⇒ 消耗品の共同購入費に対する助成金

- 利用条件：3者以上の中小企業者等によるグループ申請
- 対象経費：消耗品の共同購入費
※助成限度額等の詳細は調整中

<実施期間>

- 申請受付期間：令和3年1月4日(月)～令和3年2月26日(金)
- 助成対象期間：令和3年1月4日(月)～令和3年4月30日(金)

※詳細は決まり次第、東京都ホームページ等でご案内します。